

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について（ご案内）

木材加工用機械作業主任者：青森労働局長登録番号第10号

登録有効期間：令和6年3月30日

木材加工用機械（製材、木工等）を一定台数所有して加工業務を行う場合には、労働安全衛生法第14条の定めにより技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、労働災害防止に努めることが義務づけられています。

この作業主任者の資格取得のための技能講習を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 作業主任者の選任を要する作業

(1) 木材加工用機械が5台以上（但し丸のこ盤・帯のこ盤・かんな盤・面取盤・およびルーターに限るものとし、携帯用のものを除く）

(2) 当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれる場合には3台以上有する事業場

2. 受講資格

(1) 木材加工用機械作業に3年以上従事した経験を有する者

(2) その他厚生労働大臣が定める者

職業訓練法に基づく所定の科目を修了した者

訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練を修了した者

3. 講習科目の範囲及び時間並びに講師

講習科目	範囲	講師	時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	松本隆男	2時間
木材加工用機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	山田信榮	6時間
木材加工用機械、その他安全装置の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備	山田信榮	2時間
木材加工用機械作業方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用方法安全作業一般作業標準	山田信榮	5時間
修了試験	上記の範囲		1時間

4. 受講科目の一部免除

	受講の免除を受けることができる者	講習科目
A	<p>1 (1)職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の普通職業訓練のうち、施行規則に定める製材機械系製材機械整備科、建築施行系木造建築科、建築施行系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者</p> <p>(2)職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の高度職業訓練のうち、施行規則に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系、インテリア科の訓練を修了した者</p> <p>(3)職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の養成訓練のうち、施行規則に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科（改正前の建築科又は室内造形科）の訓練を修了した者</p> <p>(4)職業訓練法施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条第 1 項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち、改正前の施行規則に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者又は、旧訓練施行規則に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者</p> <p>2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の普通職業訓練のうち、施行規則に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練を修了した者</p> <p>3 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者（機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>4 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する施行規則に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>木材加工用機械作業の方法に関する知識</p>
B	<p>林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 36 条第 1 項第 1 号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>

5. 受講区分（事前に受講区分をご相談ください）

受講区分	免除科目	受講該当内容
A	3科目免除	前記2の受講有資格者で、前記4の一部免除区分「A」該当者
B	1科目免除	前記2の受講有資格者で、前記4の一部免除区分「B」該当者
C	免除科目なし	前記2の受講有資格者で、前記4の一部免除区分に該当しない者

6. 受講日時及び会場

- (1)日 時 令和3年11月7日(月)～8日(火) 両日とも8：15～17：30（免除科目該当者については、後日開始日時及び受講料等をお知らせします）
- (2)会 場 青森市大字高田字川瀬104-1 青森県木材協同組合内「木魂館」
- (3)定 員 14名
- (4)受講料 全科目受講 18,400円（テキスト代、消費税含む）

7. 受講手続き

(1) 申込方法等

別紙申込書に必要事項を記載し、講習実施日の2週間前までに郵送により下記に申し込んで下さい。

〒030-0151 青森市大字高田字川瀬104-1

林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部 TEL 017-739-8761

(2) 振込先

後日お知らせします。

8. 携行品等

- (1)筆記用具、ノート及び証明写真1枚(横2.0cm×縦2.5cm)
- (2)所定の技能講習を終了し、修了試験の合格者に修了証を交付します。

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者。

① 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者。

② 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者。

③ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成5年改正前の能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む)を修了した者。

④ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む)を修了した者。

⑤ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導課の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第45号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む)を修了した者。

⑥ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規

則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第 2 の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第 8 条第 1 項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第 2 の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者。